

公益財団法人綾部市医療公社

令和2年度 事業計画

公益財団法人綾部市医療公社は、綾部市から指定管理者として指定を受け、綾部市立病院の管理運営を通して医療や公衆衛生に関する各種事業を展開し、綾部市並びに近隣住民の健康増進および地域医療の確保・向上に取り組んでいます。

その綾部市立病院は、平成2年の開院から本年8月で30周年の節目を迎えます。この間、綾部市における急性期医療の中核病院としての役割を果たし、地域社会から着実に信頼を得て大きく発展してきました。また、地域が求める医療ニーズに応えるため、診療科や診療機能の充実、病床機能の一部変更、さらに施設設備面では三度にわたっての病院本体増改築や大型医療機器等の積極的な整備を進め、患者や市民のための病院づくりを努めてきました。

地域社会の人口減少や高齢化、全国的な医師不足や偏在、病院の統合再編や診療機能集約化など病院運営を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、病院理念である患者様本位の医療のもとに、当公社の目的である地域住民の健康と福祉の増進の達成のため、次のとおり本年度の事業計画を定めます。

1 病院運営の重点目標

(1) 将来を見据えた病院運営の取り組み

綾部市における地域医療の基幹病院として、市民の誰もが安心して住み続けられる持続可能な医療提供体制の確保と堅実で健全な病院運営に努めます。

今後も地域の高齢化が進み、急性期のみならず慢性期に至るまで幅広い対応がますます求められることが予想されます。昨年度策定しました「経営改善に向けた短期・中長期戦略」を踏まえて将来を見据えた病院運営の検討と経営改善を進めます。

(2) 診療報酬改定への対応

本年度の診療報酬改定は、「安心・安全で質の高い医療の実現」、「医療従事者の負担軽減および医師等の働き方改革の推進」、「医療機能の分化・強化、連携と地域包括ケアシステムの推進」などを目的とした改定内容となっています。中でも急性期一般病棟入院基本料における重症度、医療・看護必要度の見直しは、少なからず当院の運営に影響が出るが見込まれます。改定内容を十分に精査・検討し、迅速かつ的確に対応していきます。

(3) 働き方改革の継続した取り組み

当院は、京都府内の病院の中でも早いうちから職員のワークライフバランスを推進した職場作りに努めてきました。また、昨年には働き方改革関連法が施行され、時間外労働の抑制や年休の取得向上などに取り組んできました。本年度におきましても、継続して働き方改革の取り組みを行い、いつまでも健康で働き続けられる労働環境を目指します。

4年後には医師の時間外労働規制が施行されます。当院に勤務する全ての医師の健康を守るため、国の動きや規制内容をしっかりと把握して対策を進めます。

(4) 施設改修工事の安全な施工

本年度から2ヶ年計画で病院内の空調設備改修工事を行います。日常の診療業務と並行しての工事となるため、入院、外来など様々な場面において影響が出る事が予想されます。患者様の安全を最優先に考え、診療業務への影響を最小限に抑えられるよう、綾部市や施工業者との連携を密にして事業を進めます。

(5) 開院30周年記念事業の取り組み

開院30周年を記念して、本年8月に記念式典および祝賀会を開催します。また、講演会や公開講座など毎年開催している各種行事につきましても、30周年記念にふさわしいものになるようにそれぞれ工夫・企画して開催します。

2 救急医療体制の維持・確保

綾部市唯一の救急告示病院として地域の救急医療を守ってきましたが、年々当直医師の確保が厳しくなり、京都府立医科大学や関連病院からの応援を得なければ救急医療体制を維持することが困難な状況にあります。「救急医療体制の充実」は当院の基本方針の柱であり、また、公益目的事業の最重要項目であることから、綾部市消防本部をはじめとした救急隊と円滑な連携に努め、全力を挙げて救急医療の確保に努めます。

3 公衆衛生活動事業の推進

本年度におきましても市民向け学術講演会や様々な健康講座、健康教室を開催し、地域の疾病予防や健康増進、医学的知識の向上に努めます。各事業ともにテーマや内容など更なる工夫検討を行い、参加率の向上に努めます。

また、各種団体等からの講師派遣依頼などにも積極的に協力して公衆衛生活動の推進に努めます。

4 健診業務の充実

疾病の早期発見・早期治療に資するための人間ドック事業につきまして、本年度も1日10人の定員枠を維持し、質の高い検診事業を心掛けるとともに、アンケート調査等を通して利用者の目線に立った検診サービスとなるように努めます。また、検診後は検診結果の迅速な返却に心がけ、各種健康教室への参加や専門外来への受診促進など受診後のフォローにも努めます。

5 地域連携体制の強化

綾部市の地域包括ケアシステムにおける医療の拠点として、地域の医療機関や介護福祉施設、行政と円滑な連携体制の強化に努めます。

紹介患者に対して迅速な対応と紹介元への確実な情報提供を心がけ、各医療機関等との良好な連携関係の推進に努めます。また、退院先となる医療機関や介護福祉施設

等との関係向上にも努め、患者様や家族の立場に立った迅速かつ円滑な退院支援に努めます。

京都府立医科大学附属北部医療センターを中心とした京都府北部の関係病院との相互補完体制の更なる推進を図り、京都府北部地域の医療連携体制の充実に努めます。

6 へき地医療の確保

京都府へき地医療拠点病院として、綾部市の要請に基づき市内の無医地区に医師を派遣して、当該地域の医療確保に努めます。本年度も綾部市立奥上林診療所に毎週木曜日、綾部市立中上林診療所には毎週月曜日と金曜日にそれぞれ医師1名を派遣し、へき地医療を堅守します。

7 地域医療を担う人材確保および育成

安心安全な地域医療を継続して提供するためには、医師をはじめ看護師や技師等医療スタッフの安定確保が重要であり、計画的かつ適切な人材確保に努めます。特に医師確保は当院の最重要・最優先課題であり、京都府立医科大学各教室への訪問や派遣要請など更なる強化を図るほか、医師確保に繋がる様々な方策について検討し、行政とも連携して実行します。

日々進歩する医療を的確に地域へ提供し続けるため、院内学術集談会および各専門研修会の定期開催および各学会への参加や各種専門資格の取得を支援して、地域に求められる専門性を持った職員の教育・育成に努めます。

京都府立医科大学教育指定病院として医学生をはじめ、各職種の学生実習を積極的に受け入れ、基本的な医学教育はもとより、地域社会の現状や課題などを含めた幅広い地域医療教育を行い、将来の地域医療を担う人材育成に努めます。

8 訪問看護・居宅介護支援事業

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、病医院と在宅を繋ぐ訪問看護事業は非常に重要な位置付けにあります。本年度におきましても利用者や家族の思いを尊重した在宅療養を継続するため24時間訪問看護体制を維持しながら、更なるサービスの向上に努めます。

居宅介護支援事業では、地域の介護福祉施設や介護サービス提供事業者、行政等との連携強化に努め、利用者が必要としている支援を的確にくみ取った適切なケアプランの作成に努めます。